

# 桐生市の文化財

文化財番号 311

市指定重要文化財

公開区分 公開

種別コード 3 01 02 07

指定日 昭和41年 2月 9日

指定名称

せいしょうじせきどう

栖松寺石幢

施設名称等

栖松寺境内



所在地 桐生市梅田町一丁目705  
管理者 西方寺

指定内容 石幢一基(高さ150cm)  
製作年代 大永2年(1522)

## 概要

高さ150cmの石幢で、竿石に「奉造立為逆修三十三年 □聖安□□庵主本命元辰 大永二年壬午三月彼岸願主敬白」との銘が陰刻されている。この銘文には臨済宗系の用語が使用されており、当地方の信仰史上の資料として貴重なものである。

この石幢は、昭和49年10月に盗難に遭いましたが、平成7年9月に善意ある発見者の方から連絡を受け、20年ぶりに栖松寺に戻されました。